

岩手県告示第292号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）第12条第1項第2号に規定する指定漁港施設の使用料の収納に関する事務を令和4年4月1日次の者に委託した。

令和4年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定漁港施設	受託者	
	住 所	名 称
大沢漁港の指定漁港施設	下閉伊郡山田町中央町11番14号	三陸やまだ漁業協同組合
大浦漁港の指定漁港施設	下閉伊郡山田町中央町11番14号	三陸やまだ漁業協同組合
船越漁港の指定漁港施設	下閉伊郡山田町船越第13地割104番地	船越湾漁業協同組合